

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第19号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の42の項事項の欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄中「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けた場合又は同条第1項に規定する住宅性能評価書を活用した場合」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び44の項において「長期使用構造等確認」という。）を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、27,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、49,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、42,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、76,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、73,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、143,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、110,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、232,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、161,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、332,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、267,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、580,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、336,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、760,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」にあっては、373,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、910,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に、「評価機関審査を受けた場合」を「長期使用構造等確認を受けた場合」に改める。

別表3の44の項区分の欄中「並びに譲受人の決定の予定時期」を「、譲受人の決定の予定時期並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期」に改め、同項金額の欄中「評価機関審査を受けた場合又は、長期使用構造等に係る変更がない場合又は住宅性能評価書を活用した場合」にあっては、12,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合（以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。）にあっては、12,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合」にあっては、20,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、30,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」にあっては、20,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合」にあっては、32,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、49,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」にあっては、32,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合」に

っては、53,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、87,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、53,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合等にあっては、86,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、145,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、86,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合等にあっては、135,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、215,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、135,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合等にあっては、223,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、372,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、223,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合等にあっては、279,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、483,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、279,000円」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合等にあっては、301,000円、住宅性能評価書を活用した場合にあっては、568,000円」を「長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、301,000円」に、「評価機関審査を受けた場合、長期使用構造等に係る変更がない場合」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に改める。

別表3の45の項事項の欄中「決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における」を加える。

別表3の46の項の次に次のように加える。

46の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		192,000円
---	--	----------

別表3の47の項金額の欄中「評価機関審査を受けた場合等にあっては、8,700円」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けた場合等にあっては、8,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。